平成２１年（フ）第２２８号
沖縄県那覇市若狭２丁目９番11号　上地アパート103
債務者　島尻　明美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１００８号
宮城県塩竈市港町１丁目５番６号
債務者　海老　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８４号
仙台市青葉区国見６丁目37番１号　ダイアパレスラピュータ国見Ｆ―110
債務者　渡邉久美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０４号
仙台市宮城野区新田４丁目５番53号　沼田荘202
債務者　手代木由紀江
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０９号
宮城県名取市増田４丁目５番８号　原荘東１号
債務者　仁木　光博
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２４号
仙台市宮城野区平成２丁目８番36号　加藤アパート202
債務者　渡邊　清子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
福島市矢剣町10番31号
債務者　小林　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
福島県伊達市梁川町字丹波塚５番地７
債務者　鈴木　雅昭
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２２６号
福島県伊達市梁川町字丹波塚５番地７
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
福島県二本松市針道字五反田９番地５
債務者　齋藤みち子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
福島市入江町２番１号　市住１―21
債務者　本田　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号
福島市上浜町12番21号　マ・メゾン101号、前住所広島県呉市宮原13丁目７番４号
債務者　熊谷　伸介
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５号
福島市北沢又字樋越10番地の３
債務者　丹野　朋恵
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４７号
福島市蓬莱町５丁目11番21号
債務者　伊藤　康浩
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１４７号
山梨県笛吹市石和町川中島187番地１　レオパレス悠111号
債務者　土橋　由紀
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
長野県上田市住吉267番地５
債務者　土屋　誠二
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５３号
長野県千曲市大字戸倉589番地
債務者　北澤ゆう子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７１号
岐阜県高山市上岡本町1838番地31
債務者　楢本　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係